

○別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務 組合公平委員会公印規則

(昭和53年5月17日
別府市、別杵速見地域広域市町村
圏事務組合公平委員会規則第2号)

改正 平成12年3月31日 公平委規則第1号

第1条 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会(以下「公平委員会」という。)の公印は、この規則の定めるところによる。

第2条 この規則で公印とは、公文書に使用する公平委員会の職印をいう。

第3条 公印の名称、書体、寸法、使途、個数及び保管者は、別表第1に定めるところとし、その形式は、別表第2のとおりとする。

第4条 公平委員会の職印の取扱い等については、別府市公印規則(平成2年別府市規則第32号)を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日公平委員会規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

〔別杵速見一〇〕

別表第1

名 称	書体	形式	寸 法 (ミリメー トル)	使 途	個数	保 管 者
別府市、別杵速見地域 広域市町村圏事務組合 公平委員会委員長印	てん書	(1)	方21	公平委員会委 員長名をもつ てする公文書	1	総務課長

別表第2

(1)

別府市、別杵
速見地域広域
市町村圏事務
組合公平委員
会委員長印

四〇四